

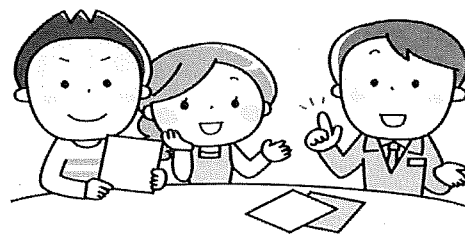
小規模事業者持続化補助金

新たな売上拡大・販路開拓の取り組みにチャレンジ!

■小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成しその計画に沿って売上拡大や、販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助するものです。

◎小規模事業者持続化補助金を活用して、販路開拓等の新たな事業に商工会と一緒に取り組まいませんか。



小規模事業者が、商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。

補助上限額：50万円

補助対象となる取り組み事例

- ①販促用パンフレット・チラシの作成、配布
- ②商品パッケージ（包装）のデザイン開発
- ③新商品開発
- ④店舗改装（陳列レイアウト変更・トイレ改修など）*その他、売上・販路拡大に取り組む事業の費用等
- ⑤ネット販売システムの構築
- ⑥ホームページの作成・リニューアル
- ⑦商談会、見本市への出展
- ⑧販路拡大につながる機械装置等の導入

*以下の場合は、補助上限額が100万円に引き上がります。

- ①従業員の賃金を引き上げる取り組み
- ②買物弱者対策の取り組み
- ③海外展開の取り組み

◆対象となる小規模事業者



業 種	常時使用する従業員数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

公募締切 平成30年5月18日（金）

計画書の策定には一定の日数がかかります。

締切までに十分な余裕をもってご相談ください。

お問い合わせ・お申し込みは南さつま市商工会本所・各支所へ

金峰本所	電話 77-0097 FAX 77-0955	笠沙支所	電話 63-0850 FAX 63-0851
大浦支所	電話 62-4141 FAX 62-2079	坊津支所	電話 67-0167 FAX 67-0167